

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成28年3月29日
27水港第3193号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

1-1-(1)～5-1-(5)のイ (略)

7-1 国産水産物流通促進事業

(1) 事業の目的

水産物は「水揚げ量の変動が大きい」、「多種類で大小の魚が水揚げされる」、「鮮度劣化が激しい」などの特徴があるが、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水産物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」、「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない又は価値に見合った価格がつかないなど、「国産水産物の流通の目詰まり」（以下「目詰まり」という。）を起こしている。本事業は、

こうした目詰まりを解消し国産水産物の流通を促進するための取組に対して支援を行うものとする。

(2) 事業の内容等

目詰まりの解消を図るために、国産水産物流通促進センター（以下この項目において「センター」という。）は、全国を対象にア及びイの全ての事業を一体的に実施するものとする。

なお、センターは、事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により、その事業年度の事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ア 流通促進情報事業

(ア) 販売ニーズや産地情報等の共有化

水産物の流通の川上（産地）から川下（消費地）までの関係者が、目詰まりの解消を図るために販売ニーズや産地情報等を収集し共有するためのネットワークシステムを構築し、運用するものとする。

(イ) 流通の各段階への指導

水産物の流通の目詰まりの解消に取り組もうとしている者に対し、適時に的確なアドバイス等を行う者を選任し、それらからなる水産物流通促進チームを設置するものとする。

(ウ) 水産物の知識普及等のセミナー・研修

消費者、水産物の生産者、流通業者、加工業者等に向けて水産物の生産、流通、加工、調理、栄養成分、機能等に関する知識・技術の普及等を行うための研修・セミナーを実施するものとする。

イ 流通促進取組支援事業

(ア) 事業の内容

水産物の生産者、流通業者、加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通の目詰まり解消の実証を行う取組（以下「目詰まり解消プロジェクト」という。）及び目詰まり解消の取組を行った者等が連携して実施する効果の促進・成果普及のための取組（以下「効果促進プロジェクト」という。）を支援する。

(イ) 事業の実施

センターが、目詰まり解消プロジェクト及び効果促進プロジェクト（以下「両プロジェクト」という。）を実施する者を公募し、センターが設置する事業推進評価委員会において、審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、センターは支援対象となるプロジェクトに対して、助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告書等を基にセンターが（2）のアの（ア）の仕組み等の中で公表するものとする。

(ウ) 目詰まり解消プロジェクト実施への支援

a 目詰まり解消プロジェクトの内容

水産物の川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まり解消の実証を行う取組であること。

b 目詰まり解消プロジェクト実施者

センターによる指導を受けた水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認められた者

c 目詰まり解消プロジェクトの要件

支援対象となる目詰まり解消プロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとする。

(a) 目詰まり解消の実証を行う取組であること

(b) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

(c) 対象魚種の流通の状況、目詰まり解消プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

d 補助対象経費及び補助率

以下のうち、目詰まり解消プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

(a) 水産物の加工のために必要な機器、資材

（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

(b) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

- (水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)
- (c) 水産物の買取に要する借入金の金利
(水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (d) 水産物の販売受託に要する借入金の金利
(水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (e) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費
(水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等)
- (f) 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- (g) 運送経費
- (h) 産地市場に設置する放射能測定機器
- (i) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費
- (j) その他、目詰まり解消プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費
- (エ) 効果促進プロジェクト実施への支援
 - a 効果促進プロジェクトの内容
目詰まり解消プロジェクトを行っている、又は行った者が、他の生産者、流通業者、加工業者等と連携して、目詰まり解消プロジェクトの実施効果の促進・普及を行う取組であること。
 - b 効果促進プロジェクトの実施者
効果促進プロジェクトの実施者は、以下の要件を全て満たす者とする。
 - (a) 目詰まり解消プロジェクトを行っている、又は行った者を含む2者以上で連携し、効果促進プロジェクト協議会（以下この項目において「協議会」という。）を構成すること。
 - (b) 主たる事務所の定めがあること。
 - (c) 代表者の定めがあること。
 - (d) 規約、組織規程、経理規定等の組織運営に関する定めがあること。
 - (e) 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。
 - c 効果促進プロジェクトの要件
支援対象となる効果促進プロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとする。
 - (a) 協議会の構成員である目詰まり解消プロジェクトを行っている、又は行った者が実施した目詰まり解消プロジェクトの実証を踏まえ、同様の目詰まり課題を抱えている水産物の生産者、流通業者、加工業者等に対し、製品開発や流通改善等に必要な技術・知識を普及する内容であること。
 - (b) (a)により、水産物の生産者、流通業者、加工業者等の自主的な行動を促し、目詰まり解消プロジェクトの効果を広く普及するものであること。
 - d 補助対象経費及び補助率
以下のうち、効果促進プロジェクトの実施のために必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。
 - (a) 協議会の合意形成・企画検討に要する経費
(協議会開催費、旅費、資料印刷費、通信運搬費及び消耗品費)
 - (b) 目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費
(展示商談会等出展費、展示商談会等出展旅費、試供品作成費、通信運搬費及び消耗品費)
 - (c) 目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費
(会場借料、成果普及旅費、資料印刷費、通信運搬費及び消耗品費)
 - (d) その他効果促進プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費
- (オ) 助成期間
助成期間は、プロジェクトの内容及び実証の度合いに応じて最長3ヶ年度とする。ただし、複数年度助成を受ける場合であっても、毎年度公募に参加するものとする。また、2ヶ年度目（次年度）以降の助成継続を保証するものではない。
- (カ) 手続
 - a 助成要領の作成
センターは、事業開始後速やかに流通促進取組支援事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第2号により水産庁長官の承認を得なければならない。

- b プロジェクト計画の承認
 - (a) 両プロジェクト実施者は、別途センターの定める様式によりプロジェクト計画書（以下「計画書」という。）を作成し、センターに提出するものとする。
 - (b) センターは学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第3号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
 - (c) 承認されたプロジェクト実施者は、センターに対し助成金の交付申請を行い、センターが適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。
 - c 助成金の概算払
 - 両プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途センターが定める様式により概算払請求を行い、センターは、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。
 - d 事業実績の報告及び助成金の精算払
 - (a) 両プロジェクト実施者は事業終了後遅滞なく、別途センターが定める様式によりプロジェクト実績報告書を作成し、センターに提出するとともに、別途センターが定める精算払請求書により、センターに助成金の交付を申請するものとする。
 - (b) センターは、プロジェクト実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。
 - e 助成対象経費について
 - 両プロジェクト実施者は、本事業により取得した機器等や、助成対象の経費については、センターによる指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。
- (3) 本事業においては、第2の1の規定は適用しない。

7-2-(1)～9-2-(2) (略)

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
 - (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
 - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
 - (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
 - (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
 - (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
 - (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
 - (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
 - (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
 - (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
 - (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
 - (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
 - (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
 - (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
 - (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
 - (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
 - (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
 - (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
 - (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
 - (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）

※国産水産物流通促進事業関係抜粋

- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について(平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知)
 - (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について(平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知)
 - (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について(平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知)
 - (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について(平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知)
 - (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について(平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知)
 - (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について(平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知)
 - (27) 魚価安定基金造成事業の運用について(平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知)
 - (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について(平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知)
 - (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則(昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知)
 - (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)
 - (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)
- 2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則(平成23年3月31日22水港第2463号)

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則(平成24年4月6日23水港第2882号)

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則(平成24年8月1日24水港第1709号)

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成24年11月30日24水港第2426号)

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則(平成25年2月26日24水港第2886号)

この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則(平成25年5月16日25水港第190号)

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成25年1月初日から平成25年3月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知(以下この項目において「旧運用」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について(平成17年4月1日付け16水漁第2543号水産庁長官通知)
 - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知)
 - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知)

附 則(平成25年6月7日25水港第758号)

※国産水産物流通促進事業関係抜粋

この改正は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成25年10月3日25水港第1966号）
この改正は、平成25年10月3日から施行する。

- 附 則（平成26年2月6日25水港第2655号）
- 1 この改正は、平成26年2月6日から施行する。
 - 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成26年3月20日25水港第3059号）
- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成27年2月3日26水港第3238号）
- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
 - 2 平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成27年4月9日26水港第4030号）
- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
 - 2 平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成28年1月20日27水港第2626号）
- 1 この改正は、平成28年1月20日から施行する。
 - 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

- 附 則（平成28年3月29日27水港第3193号）
- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の通知における平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。